



三重県公報

平成29年12月12日 (火)

第 2963 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
824	介護保険法の規定による居宅サービス事業者の指定	(長寿介護課)	2
825	介護保険法の規定による居宅介護支援事業者の指定	(同)	2
826	介護保険法の規定による介護予防サービス事業者の指定	(同)	2
827	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	(障がい福祉課)	2
828	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者からの事業の廃止の届出	(同)	3
829	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定	(同)	3
830	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(同)	4
831	平成29年度自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項	(市町行財政課)	4
832	保安林の指定をする予定である旨の通知	(治山林道課)	5
833	保安林の指定施業要件の変更に係る通知	(同)	5
834	公有水面 ^{しん} 竣功認可及びその関係書類の閲覧	(水産基盤整備課)	9
835	同件	(同)	10
836	同件	(同)	11
公 告			
	国土調査に係る成果の認証	(水資源・地域プロジェクト課)	12
	同件	(同)	13
	土地改良区役員の退任の届出	(農地調整課)	13
	土地改良事業計画の変更を適当と決定した旨及びその関係書類の縦覧	(同)	13
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	13
	公共測量が終了した旨の通知	(同)	14

告 示

三重県告示第 824 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により、次のとおり居宅サービス事業者を指定しました。

平成 29 年 12 月 12 日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービスの 種 類
2470505518	デイサービスいちごさん	津市末広町 919 番地	株式会社 CHEERFUL	平成 29 年 12 月 1 日	通所介護
2470703485	ナーシング小津	松阪市小津町字中川成 938 番地	株式会社テクノケア伊勢	平成 29 年 12 月 1 日	短期入所生活介護

三重県告示第 825 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業者を指定しました。

平成 29 年 12 月 12 日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービスの 種 類
2470205499	居宅介護支援事業所ティードアパラギ	四日市市桜台本町 62	株式会社ティードア	平成 29 年 12 月 1 日	居宅介護支援
2470802683	けあぶらん飛来	伊勢市一之木 5 丁目 18 番地 21 号 ヒールコート一之木 A	有限会社飛来不動産	平成 29 年 12 月 1 日	居宅介護支援
2472701230	大樹の里居宅介護支援事業所	多気郡大台町新田 812 番地 3	株式会社大松自動車	平成 29 年 12 月 1 日	居宅介護支援
2473100739	居宅介護支援事業所あたわ	南牟婁郡御浜町阿田和 5083 番地 1	合同会社楽笑	平成 29 年 12 月 1 日	居宅介護支援

三重県告示第 826 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業者を指定しました。

平成 29 年 12 月 12 日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービスの 種 類
2470703485	ナーシング小津	松阪市小津町字中川成 938 番地	株式会社テクノケア伊勢	平成 29 年 12 月 1 日	介護予防短期入所生活介護

三重県告示第 827 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定しました。

平成 29 年 12 月 12 日

三重県知事 鈴木 英 敬

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	指 定 年 月 日
-------	--------	----------------	--------	---------	------------	--------------

2452100056	株式会社いなべサポート	いなべ市藤原町上相場 2752 番地	放課後等デイサービスここいく東員教室	員弁郡東員町大字大木字天王前 798 番 1	放課後等デイサービス	平成 29 年 12 月 1 日
2450200452	合同会社 A A O うねめ	四日市市采女町 1748 番地 1	放課後等デイサービス A A O うねめ	四日市市采女町 1748 番地 1	放課後等デイサービス	平成 29 年 12 月 1 日
2450500638	特定非営利活動法人 安濃津福祉会	津市夢が丘一丁目 6 番地の 2	子ども発達未来塾のぞみ	津市芸濃町棕本 6215-1	放課後等デイサービス	平成 29 年 12 月 1 日
2450100264	合同会社 かのいえ	桑名市大字小貝須 111 番地	フルールなつめ	桑名市大字小貝須 111 番地	児童発達支援、放課後等デイサービス	平成 29 年 12 月 1 日

三重県告示第 828 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 19 第 2 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者から当該指定障害児通所支援の事業の廃止の届出がありました。

平成 29 年 12 月 12 日

三重県知事 鈴木 英 敬

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	廃止年月日
2450200213	N P O 法人 あったかコミュニティー R みえ	松阪市小舟江町 366	放課後等デイサービス A A O うねめ	四日市市采女町 1748-1	放課後等デイサービス	平成 29 年 11 月 30 日
2452200096	K コネクト合同会社	三重郡川越町大字北福崎 76 番地 6	おもちゃ箱かわごえ	三重郡川越町大字高松 359-4	児童発達支援、放課後等デイサービス	平成 29 年 12 月 31 日
2450100223	特定非営利活動法人みのり福祉会	桑名市三之丸 86 番地	フルールみのり	桑名市大字小貝須 111	児童発達支援、放課後等デイサービス	平成 29 年 11 月 30 日

三重県告示第 829 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

平成 29 年 12 月 12 日

三重県知事 鈴木 英 敬

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
2410900191	特定非営利活動法人海の子	鳥羽市大明西町 18-19	海の子作業所	鳥羽市大明西町 18-4	就労移行支援	平成 29 年 12 月 1 日
2410701631	株式会社 A ワーク	松阪市駅部田町 341-16	はくあい事業所	松阪市立野町 639-4	就労継続支援 B 型	平成 29 年 12 月 1 日
2410201707	有限会社シンエイプラント	四日市市日永二丁目 2 番 23 号	希望の集ひなが	四日市市日永二丁目 2 番 23 号	就労移行支援	平成 29 年 12 月 1 日
2410100800	株式会社 グルペット	桑名市江場 532 番地 3	クエット	桑名市芳ヶ崎 1251	短期入所	平成 29 年 12 月 1 日
2410201699	社会福祉法人 四日市福祉会	四日市市別名 3 丁目 3-10	G & C ホームつうきん	四日市市別名 3 丁目 3	短期入所	平成 29 年 12 月 1 日
2412720431	合同会社 オフィスみや	多気郡多気町相可 396 番地 2	障害福祉サービス事業所みや	多気郡多気町相可 396 番地 2	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	平成 29 年 12 月 1 日

2410502542	特定非営利活動法人安濃津福祉会	津市夢が丘一丁目6番地の2	あゆみ野訪問介護事業所	津市芸濃町椋本6215-1	居宅介護 重度訪問介護	平成 29 年 12 月 1 日
------------	-----------------	---------------	-------------	---------------	----------------	---------------------

三重県告示第 830 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり精神通院医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

平成 29 年 12 月 12 日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	指定年月日
薬局	さんあい薬局株式会社 ハンター店	鈴鹿市算所 2 丁目 5 番 1 号	平成 29 年 11 月 1 日
訪問看護	ケアーズ訪問看護リハビリステーションあやめ	四日市市新正 2 丁目 8-7 ハーブハイツカトウ 101	平成 29 年 12 月 1 日
薬局	エール調剤薬局 F u j i	四日市市高角町 1564-6	平成 29 年 11 月 1 日
訪問看護	訪問看護 A i (あい)	三重郡菰野町潤田 406 番地 5	平成 29 年 12 月 1 日
薬局	白塚薬局	津市白塚町 3385-1	平成 29 年 11 月 1 日
薬局	高茶屋薬局	津市高茶屋 5-11-46	平成 29 年 11 月 1 日
薬局	ほほえみ柳山薬局	津市船頭町津興 3391 番地	平成 29 年 11 月 1 日
薬局	すこやか薬局	伊勢市浦口 4 丁目 2-19	平成 29 年 11 月 1 日

三重県告示第 831 号

自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）第 114 条及び第 117 条第 1 項の規定（同令第 118 条においてその例によることとされている場合を含む。）により、自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項を次のとおり告示します。

平成 29 年 12 月 12 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 募集区分

募集種目		試験種目
自衛官候補生	男子	筆記試験（国語、数学、社会及び作文）、口述試験、適性検査及び身体検査
	女子	

2 募集期間、試験期日及び採用時期

募集種目	募集期間	試験期日	採用時期
自衛官候補生	男子	平成 30 年 1 月 21 日（日）	平成 30 年 3 月下旬から同年 4 月上旬まで
	女子		

3 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の 1 日現在で 18 歳以上 27 歳未満の男女。ただし、次に該当する者を除く。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験場の名称及び住所

募集種目	試験場の名称	試験場の住所
自衛官候補生	男子	陸上自衛隊久居駐屯地 津市久居新町 975
	女子	

5 志願受付場所の名称及び住所

(1) 次表に掲げる場所

志願受付場所の名称	志願受付場所の住所
自衛隊三重地方協力本部 電話 059-225-0531	津市桜橋 1 丁目 91
自衛隊三重地方協力本部 四日市地域事務所 電話 059-351-1723	四日市市鶴の森 1 丁目 14-11 阿部ビル 2 階
自衛隊三重地方協力本部 津募集案内所 電話 059-224-4324	津市丸之内 26-8 津合同庁舎 4 階
自衛隊三重地方協力本部 伊勢地域事務所 電話 0596-23-3880	伊勢市神久 2 丁目 1-58 角屋ビル 2 階
自衛隊三重地方協力本部 伊賀地域事務所 電話 0595-21-6720	伊賀市緑ヶ丘本町 1507-3 伊賀上野地方合同庁舎 2 階
自衛隊三重地方協力本部 熊野地域事務所 電話 0597-85-2214	熊野市井戸町 802-13

(2) 各市役所及び各町役場

三重県告示第 832 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

平成 29 年 12 月 12 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 保安林予定森林の所在場所

津市美杉町下多気字白口 1038 の 27・1229 の 1・1234（以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。）、1038 の 13、1038 の 29、1227、1227 の 1、1228 の 1、1229 の 3、1230、1234 の 1、1293 から 1295 まで、1297 から 1300 まで、1300 の 1、1308 の 1、1329、1337、美杉町八知字峠東 6753 の 2、6756 の 1、6756 の 4、6756 の 9 から 6756 の 11 まで、6757、6761 の 2、6761 の 3、6761 の 9、6763 の 1、6763 の 2、美杉町下多気字六田 122 の 1・122 の 10・122 の 12・122 の 13・122 の 36・122 の 37・122 の 41 から 122 の 43 まで・122 の 46 から 122 の 49 まで・字白口 915 から 917 まで・917 の 1・918 の 1・1023 の 49・1023 の 50（以上 20 筆について次の図に示す部分に限る。）、字六田 122 の 38、122 の 39、字白口 860 の 1、906、907 の 1、909 の 1、910、913 の 1、919 の 1、920、922、923、1023 の 2、1023 の 14、1023 の 15、1023 の 18、1023 の 22、1023 の 23、1023 の 46、1023 の 47、1023 の 51、1023 の 52、1023 の 63、美杉町竹原字羽黒 590（次の図に示す部分に限る。）、541 の 1、544 の 2、545 の 2、546、550、552、553、553 の 1、554、554 の 1、557、557 の 2、557 の 3、558 の 1、558 の 2、559 から 570 まで、571 の 1、573 の 1、575、576、587 から 589 まで、591 の 1、字宮ノ谷 627 の 6 から 627 の 10 まで、627 の 14、美杉町八知字中山口 6704 の 1、6704 の 2、6705 の 1、字わ志よう 6710、6711、6711 の 2、6712、6712 の 1、6715、6715 の 1、字橋ヶ谷 6716 から 6719 まで、6720 の 1 から 6720 の 4 まで、6720 の 7、6720 の 8、字倉どち 6721、字花ノ木 6731 の 1、6733 の 1、6735 の 1

2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備えて縦覧に供します。）

三重県告示第 833 号

次の者に係る森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条の規定による保安林の指定施業要件の変更に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第189条の規定により、その通知の内容を松阪市役所及び大台町役場の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

平成29年12月12日

三重県知事 鈴木 英 敬

第1

1 通知することができない者の氏名

坂井真智子

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

松阪市飯高町宮本字野止好 1227 の 136、1227 の 138

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第2

1 通知することができない者の氏名

樋谷辰雄

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

松阪市飯高町波瀬字朽組 813

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第3

1 通知することができない者の氏名

小谷静夫

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

松阪市嬉野町合ヶ野町字トチタニ 905 の 2

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 4

1 通知することができない者の氏名

後藤昌子

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

松阪市飯高町栗野字板取 1212 (次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 5

1 通知することができない者の氏名

寺谷悠

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

松阪市飯高町木梶字宮ノ谷 227 の 1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 6

1 通知することができない者の氏名

羽根幸雄

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

松阪市嬉野小原町字垣内 172 の 1、172 の 2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第7

- 1 通知することができない者の氏名
藤岡恵子
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
多気郡大台町神滝字岩神波瀬 32
 - (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第8

- 1 通知することができない者の氏名
千原正人
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
多気郡大台町小滝字大村谷 14 の 135、14 の 140
 - (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第9

- 1 通知することができない者の氏名
鈴木猶吉
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
多気郡大台町滝谷字雲母谷 297
 - (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 10

- 1 通知することができない者の氏名
天野理久、平野哲、天野清二、古畑京子、古畑壽一、大西敏正
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
多気郡大台町滝谷字雲母谷 293 の 27
 - (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 11

- 1 通知することができない者の氏名
大西敏和
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
多気郡大台町滝谷字雲母谷 293 の 43
 - (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課、松阪市役所及び大台町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 834 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 22 条第 1 項の規定により、次のとおり竣功認可を^{しゅん}しました。
なお、関係書類は、三重県農林水産部水産基盤整備課及び鳥羽市役所に備え置いて、この告示の日から起算して 10 年間縦覧に供します。

平成 29 年 12 月 12 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 竣功認可年月日及び番号
平成 29 年 11 月 30 日
三重県指令農林水第 14-2093 号
- 2 竣功認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の氏名
鳥羽市鳥羽三丁目 1 番 1 号
鳥羽市
代表者
鳥羽市長 中村 欣一郎

3 埋立ての位置及び区域

(1) 位置

鳥羽市答志町字碁石浜 1423-1、1423-2、字大答志 1425、1426、1428-1、1428-2 番地先の公有水面

(2) 区域

次の地点を順次に直線で結んだ線及び①の地点と⑭の地点を結ぶ満潮位（D L+2, 039m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- ①の地点 答志港南防波堤灯台（北緯 34 度 31 分 53.8 秒、東経 136 度 54 分 16.4 秒）から 305 度 57 分 14 秒 距離 465.281mの地点
- ②の地点 ①の地点から 5 度 39 分 29 秒 距離 5.532mの地点
- ③の地点 ②の地点から 5 度 36 分 29 秒 距離 6.536mの地点
- ④の地点 ③の地点から 5 度 20 分 45 秒 距離 2.532mの地点
- ⑤の地点 ④の地点から 5 度 34 分 41 秒 距離 33.493mの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から 95 度 29 分 39 秒 距離 5.949mの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から 184 度 52 分 41 秒 距離 3.457mの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から 95 度 39 分 07 秒 距離 84.377mの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から 8 度 03 分 01 秒 距離 3.390mの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から 102 度 07 分 05 秒 距離 2.905mの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から 101 度 36 分 54 秒 距離 4.218mの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から 192 度 04 分 34 秒 距離 35.270mの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から 191 度 51 分 22 秒 距離 5.183mの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から 191 度 51 分 14 秒 距離 11.804mの地点

4 埋立ての免許年月日及び番号

昭和 55 年 4 月 24 日 三重県指令漁港第 2-7 号

5 埋立区域の面積

4,407.01 m²

6 埋立地の用途

護岸敷、岸壁敷、道路敷、漁具保管修理施設用地及び給油施設用地

三重県告示第 835 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 22 条第 1 項の規定により、次のとおり竣功認可をしました。

なお、関係書類は、三重県農林水産部水産基盤整備課及び鳥羽市役所に備え置いて、この告示の日から起算して 10 年間閲覧に供します。

平成 29 年 12 月 12 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 竣功認可年月日及び番号

平成 29 年 11 月 30 日

三重県指令農林水第 14-2093 号

2 竣功認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の氏名

鳥羽市鳥羽三丁目 1 番 1 号

鳥羽市

代表者

鳥羽市長 中村 欣一郎

3 埋立ての位置及び区域

(1) 位置

鳥羽市答志町字蜻蛉 1522、1520 及び 1519 地先の堤防敷をはさむ公有水面、同所 1513-1 地先の公有水面、字大答志 1512-1、1512-2、1512-3 及び 1511 地先の公有水面、同所 1486-第 1、1485-第 1、1479-第 2、1479-第 3、1479-第 4、1479-第 5、1479-第 6、1479-第 7、1479-第 8、1478 及び 1429 地先の堤防敷をはさむ公有水面並びに同所 1431、1428-1、1428-2 及び 1426 地先の公有水面

(2) 区域（角度は、真北方位とする。）

A 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び①の地点と⑭の地点とを結ぶ満潮位（D L+2, 039m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 答志港南防波堤灯台（北緯 34 度 31 分 53.8 秒、東経 136 度 54 分 16.4 秒）から 316 度 07 分 37 秒 距離 679.624mの地点

②の地点 ①の地点から 125 度 11 分 15 秒 距離 35.001mの地点

③の地点 ②の地点から 125 度 19 分 17 秒 距離 6.527mの地点

④の地点 ③の地点から 125 度 08 分 26 秒 距離 10.080mの地点

⑤の地点 ④の地点から 125 度 12 分 55 秒 距離 2.500mの地点

⑥の地点 ⑤の地点から 215 度 14 分 06 秒 距離 41.966mの地点

⑦の地点 ⑥の地点から 134 度 25 分 17 秒 距離 0.140mの地点

⑧の地点 ⑦の地点から 215 度 08 分 17 秒 距離 47.976mの地点

⑨の地点 ⑧の地点から 304 度 03 分 29 秒 距離 0.164mの地点

⑩の地点 ⑨の地点から 215 度 33 分 07 秒 距離 16.799mの地点

⑪の地点 ⑩の地点から 160 度 51 分 55 秒 距離 2.356mの地点

⑫の地点 ⑪の地点から 250 度 33 分 47 秒 距離 2.494mの地点

⑬の地点 ⑫の地点から 250 度 43 分 59 秒 距離 17.234mの地点

⑭の地点 ⑬の地点から 250 度 40 分 30 秒 距離 7.328mの地点

B 区域

次の⑮の地点から㉓の地点までを順次に直線で結んだ線、⑳の地点から㉓の地点の昭和 55 年 4 月 24 日付け三重県指令漁港第 2-7 号による埋立地と公有水面の境界線及び⑮の地点と㉓の地点を結ぶ満潮位（D L+2, 039m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

⑮の地点 ⑭の地点から 156 度 56 分 58 秒 距離 1.115mの地点

⑯の地点 ⑮の地点から 70 度 32 分 08 秒 距離 7.065mの地点

⑰の地点 ⑯の地点から 70 度 41 分 41 秒 距離 17.444mの地点

⑱の地点 ⑰の地点から 70 度 50 分 47 秒 距離 2.496mの地点

⑲の地点 ⑱の地点から 159 度 44 分 45 秒 距離 80.612mの地点

⑳の地点 ⑲の地点から 95 度 43 分 03 秒 距離 82.200mの地点

㉑の地点 ⑳の地点から 185 度 20 分 53 秒 距離 2.532mの地点

㉒の地点 ㉑の地点から 185 度 36 分 47 秒 距離 6.536mの地点

㉓の地点 ㉒の地点から 185 度 43 分 05 秒 距離 5.532mの地点

4 埋立ての免許年月日及び番号

昭和 61 年 3 月 5 日 三重県指令漁港第 2-7 号

5 埋立区域の面積

8,240.12 m²

6 埋立地の用途

岸壁敷、道路敷、漁具保管修理施設用地、荷捌所用地、水産倉庫用地及び製氷施設用地

三重県告示第 836 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 22 条第 1 項の規定により、次のとおり竣功認可をしました。
なお、関係書類は、三重県農林水産部水産基盤整備課及び鳥羽市役所に備え置いて、この告示の日から起算して 10 年間閲覧に供します。

平成 29 年 12 月 12 日

三重県知事 鈴木英敬

1 竣功認可年月日及び番号

平成 29 年 11 月 30 日

三重県指令農林水第 14-2093 号

2 竣功認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の氏名

鳥羽市鳥羽三丁目 1 番 1 号

鳥羽市

代表者

鳥羽市長 中村 欣一郎

3 埋立ての位置及び区域

(1) 位置

鳥羽市答志町字蜻蛉 1533、1532 地先の公有水面及び 1532、1524、1523、1522 地先の護岸敷をはさむ公有水面

(2) 区域（角度は、真北方位とする。）

次の各地点のうち①の地点から⑬の地点まで順次直線で結んだ線、⑨の地点と⑬の地点を結ぶ昭和 61 年 3 月 5 日付け三重県指令漁港第 2-7 号の免許による埋立区域と公有水面との境界線及び①の地点と⑬の地点を結ぶ満潮位（D L +2,039m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 答志港南防波堤灯台（北緯 34 度 31 分 53.8 秒、東経 136 度 54 分 16.4 秒）から 321 度 49 分 05 秒 距離 678.044m の地点

②の地点 ①の地点から 124 度 41 分 16 秒 距離 40.010m の地点

③の地点 ②の地点から 215 度 27 分 15 秒 距離 5.909m の地点

④の地点 ③の地点から 304 度 05 分 56 秒 距離 1.476m の地点

⑤の地点 ④の地点から 215 度 07 分 01 秒 距離 2.751m の地点

⑥の地点 ⑤の地点から 124 度 46 分 03 秒 距離 1.504m の地点

⑦の地点 ⑥の地点から 214 度 47 分 28 秒 距離 6.383m の地点

⑧の地点 ⑦の地点から 304 度 53 分 53 秒 距離 3.487m の地点

⑨の地点 ⑧の地点から 215 度 14 分 56 秒 距離 50.000m の地点

⑩の地点 ⑨の地点から 305 度 12 分 54 秒 距離 2.500m の地点

⑪の地点 ⑩の地点から 305 度 08 分 28 秒 距離 10.080m の地点

⑫の地点 ⑪の地点から 305 度 19 分 16 秒 距離 6.527m の地点

⑬の地点 ⑫の地点から 305 度 11 分 17 秒 距離 35.001m の地点

4 埋立ての免許年月日及び番号

昭和 63 年 7 月 1 日 三重県指令漁港第 2-12 号

5 埋立区域の面積

3,161.04 m²

6 埋立地の用途

護岸敷、岸壁敷、道路敷、漁具保管修理施設用地、水産種苗生産施設用地、水産倉庫用地、野積場及び製氷施設用地

公 告

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

平成 29 年 12 月 12 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 調査を行った者の名称

鈴鹿市

2 調査を行った期間

平成 27 年 1 月から平成 29 年 3 月まで

3 成果の名称

鈴鹿市（寺家Ⅳ調査区）の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

鈴鹿市寺家一丁目地内

5 認証年月日

平成 29 年 11 月 30 日

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

平成 29 年 12 月 12 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 調査を行った者の名称
鈴鹿市
- 2 調査を行った期間
平成 27 年 1 月から平成 29 年 3 月まで
- 3 成果の名称
鈴鹿市（寺家Ⅳ調査区及び寺家Ⅴ調査区）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
鈴鹿市寺家二丁目、寺家三丁目地内
- 5 認証年月日
平成 29 年 11 月 30 日

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出がありました。

平成 29 年 12 月 12 日

三重県知事 鈴木 英 敬

市場土地改良区（四日市市場町 1629 番地）

退任理事

四日市市場町 1644 番地

谷 口 直 哉

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、櫛田川祓川沿岸土地改良区から申請のありました土地改良事業（櫛田川祓川沿岸土地改良区維持管理事業）の計画変更は、適当と決定しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画変更については、土地改良法第 48 条第 9 項において準用する同法第 9 条第 1 項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に異議の申出をすることができます。また、三重県を被告として、決定のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成 29 年 12 月 12 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成 29 年 12 月 13 日から平成 30 年 1 月 16 日まで
- 3 縦覧の場所
松阪市産業文化部農村整備課（松阪市殿町 1340 番地 1）
明和町役場農水商工課（多気郡明和町大字馬之上 945）
多気町役場建設課（多気郡多気町相可 1600）

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省近畿地方整備局紀伊山系砂防事務所長から通知がありました。

平成 29 年 12 月 12 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
平成 29 年 11 月 30 日から平成 30 年 2 月 28 日まで

- 3 作業地域
名張市安部田及び同市井手

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が平成 29 年 11 月 29 日に終了した旨、三重県林業研究所長から通知がありました。

平成 29 年 12 月 12 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業地域
津市白山町川口、多気郡大台町南及び同町菌

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
